

霞が関低炭素社会ワーキンググループの設置について

平成 20 年 12 月 24 日
地球温暖化対策関係省庁連絡会決定

- ・ 本年から京都議定書の第一約束期間が開始されたが、2007 年度速報値では我が国の温室効果ガスの排出量は基準年と比べて8.7%増加しており、6%削減に向けた取組を一層推進しなければならない。
- ・ 京都議定書目標達成計画においては、公的機関の率然的取組として「省CO₂型官庁街」の形成を図ることとしている。また、本年7月に閣議決定された低炭素社会づくり行動計画においても、「政府自らが先進的な温暖化対策を率先して実施する。」とし、さらに、「霞が関地区については、「霞が関低炭素社会」の実現に向け、庁舎への太陽光発電の導入、建て替え等による省エネルギー性能の向上、ヒートアイランド対策等について検討し、財務省・中央合同庁舎第4号館敷地における合同庁舎の整備計画の策定に合わせ、その方策を取りまとめ、エネルギー効率の改善目標を設定する。」こととしている。
- ・ これらを踏まえ、「霞が関低炭素社会」の実現に向け、地球温暖化対策関係省庁連絡会の下に別紙の構成員からなる「霞が関低炭素社会ワーキンググループ」(WG)を設置(注)し、WG を中心に、関係府省庁が連携して取り組むこととする。なお、WGにおいては、有識者(学識経験者、関係地方公共団体担当者等)等の意見も聴きつつ、具体的な取組について検討することとする。
- ・ WG の事務は、環境省、国土交通省及び財務省の協力を得て、内閣官房において処理する。

(注)ただし、内閣官房は必要に応じ、構成員を追加することができる。

(別紙)

霞が関低炭素社会ワーキンググループ 構成員

内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付)

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付民間資金等活用事業推進
室参事官

総務省情報流通行政局情報流通振興課長

財務省理財局国有財産調整課長

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長

農林水産省林野庁林政部木材利用課長

経済産業省産業技術環境局環境政策課長

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー一部政策課長

国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課営繕環境対策室長

国土交通省総合政策局環境政策課長

環境省総合環境政策局環境計画課長

環境省地球環境局地球温暖化対策課長